

いじめ防止基本方針

～児童一人一人が生き生きと輝くために～

I はじめに

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめとは

いじめ防止対策推進法 第2条 (定義)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等該当児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様

- ▶ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ▶ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ 金品をたかられる
- ▶ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「熊本県いじめ防止基本方針」から

(3) 基本認識

- ◇ いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりえるものである
- ◇ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない
- ◇ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている
- ◇ いじめは教職員の指導の在り方が問われる問題である
- ◇ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である

Ⅱ いじめ防止のための取組

1 いじめの防止

心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくり

(1) 児童とじっくり向き合い、児童や学級の様子を知る

- 教師の気付き
児童とじっくり向き合い、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量る
- 実態把握
児童の個々の状況や学級・学校の状態を把握する
児童の意識や学級・学校内の人間関係をとらえる

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

- 心の居場所づくり
児童に愛情を持ち、児童一人一人を大切にす温かい学級経営や教育活動を展開することで、児童に自己存在感や充実感を実感させる
- 教職員の姿勢
常に自らの言動を顧みる。認め、ほめ、励まし、伸ばす教育実践に努め、児童に慕われ、信頼される教師を目指す
- 自尊感情を高める集団活動の展開（人権が尊重される集団づくり）
「認められた」「役に立った」等の自尊感情を実感させる
 - ◇ 児童会活動
 - ◇ 異年齢集団活動（縦割り班活動、部活動等）

(3) 人権が尊重される授業づくり

- 「自分の力で解いた」「わかった」「できた」を実感できる授業
 - ◇ 熊本型授業の展開
 - ◇ 自学自習の学習態度の育成（五木っ子学びの基本）
 - ◇ 学習規律の徹底
- 道徳教育の充実
人間性豊かな心を育む
- 人権教育の充実
生命尊重の精神や人権感覚を育む

Ⅲ 早期発見

1 いじめに気付く

(1) 児童の立場に立つ

児童の言動を受け止め、児童の立場に立ち、児童を守る姿勢を確かなものとする

(2) 児童を共感的に理解する

児童の言動から、児童の気持ちを感じとる。児童の気持ちを受け入れ、共感的に理解するように努める

2 いじめは見えにくいことを理解する

- いじめは大人の見えないところで行われる
- いじめられている本人からの訴えは少ない

3 早期発見のために

(1) 日々の観察

休み時間や昼休み等の機会に、児童の様子に目を配る。児童と共に過ごす時間を積極的に設ける。

- 学級内のグループ
- グループ内の人間関係
- 気になる言動

(2) 記録の活用

観察で得た気付きは週案等に記録し、迅速に対応する。

- 生徒指導主任、管理職への報告
- 教育相談や家庭訪問の実施

(3) 実態調査アンケート

- 「心のアンケート」(各学期1回)
- 「学校生活アンケート」(毎月1回)

(4) 「相談しやすい」環境づくり

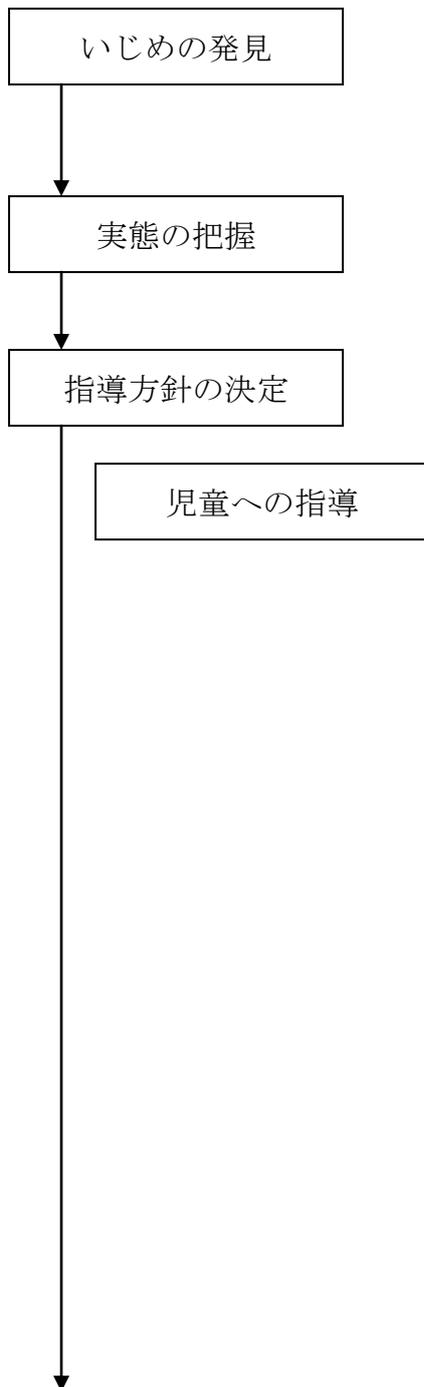
- 本人から
「守り通す」姿勢を示し、事実関係を客観的に把握する。
- 周囲の児童から
児童の行動を認め、ほめ、状況を客観的に把握する。
- 保護者から

- ◇ 日頃から保護者との信頼関係の強化に努め、連絡・相談体制を密にする。
- ◇ 保護者の気持ちを十分に察して接する。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。
いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速に対応し、学校全体で組織的に対応する。

【フロー図】



【対応のポイント】

いじめを発見したときは、その場、その時にいじめを止めさせるとともに、当事者に適切な指導を行う。

当事者、周囲の児童から個々に聞き取りを行う。
関係職員で情報を共有し、状況を正確に把握する。

指導方針を明確にし、すべての教職員の共通理解を図る。

いじめられた児童への指導

- ◇ 心配や不安に共感し、それを取り除く。
- ◇ 「最後まで守り通す」姿勢を示す。
- ◇ 事実を確認する

いじめた児童への指導

- ◇ いじめを行うに至った経過や心情を聴き取る。
- ◇ 相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を行う。
- ◇ 「いじめは許されない行為である」という意識を高める。

周囲の児童

- ◇ 当事者の問だけではなく、自分たちの問題であると意識させる。
- ◇ 「いじめは絶対に許さない」姿勢を全体に示す。

保護者との連携

今後の連携の仕方について話し合う

いじめられた児童の保護者

- ◇ 把握した事実関係を速やかに説明する。
- ◇ 学校の指導方針を伝え、今後の対応を話し合う。
- ◇ 家庭と連携を図りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

いじめた児童の保護者

- ◇ 事実関係を正確に説明し、いじめられた児童や保護者の気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ◇ 「いじめは絶対に許さない」姿勢を伝え、家庭での指導を依頼する。

指導の継続

継続的に指導や支援を行う。

- ◇ その後の状況について把握する
- ◇ 児童の心のケア
 - いじめられた児童
 - いじめた児童
 - 周囲の児童
- ◇ いじめのない学校づくりへの取組を強化する

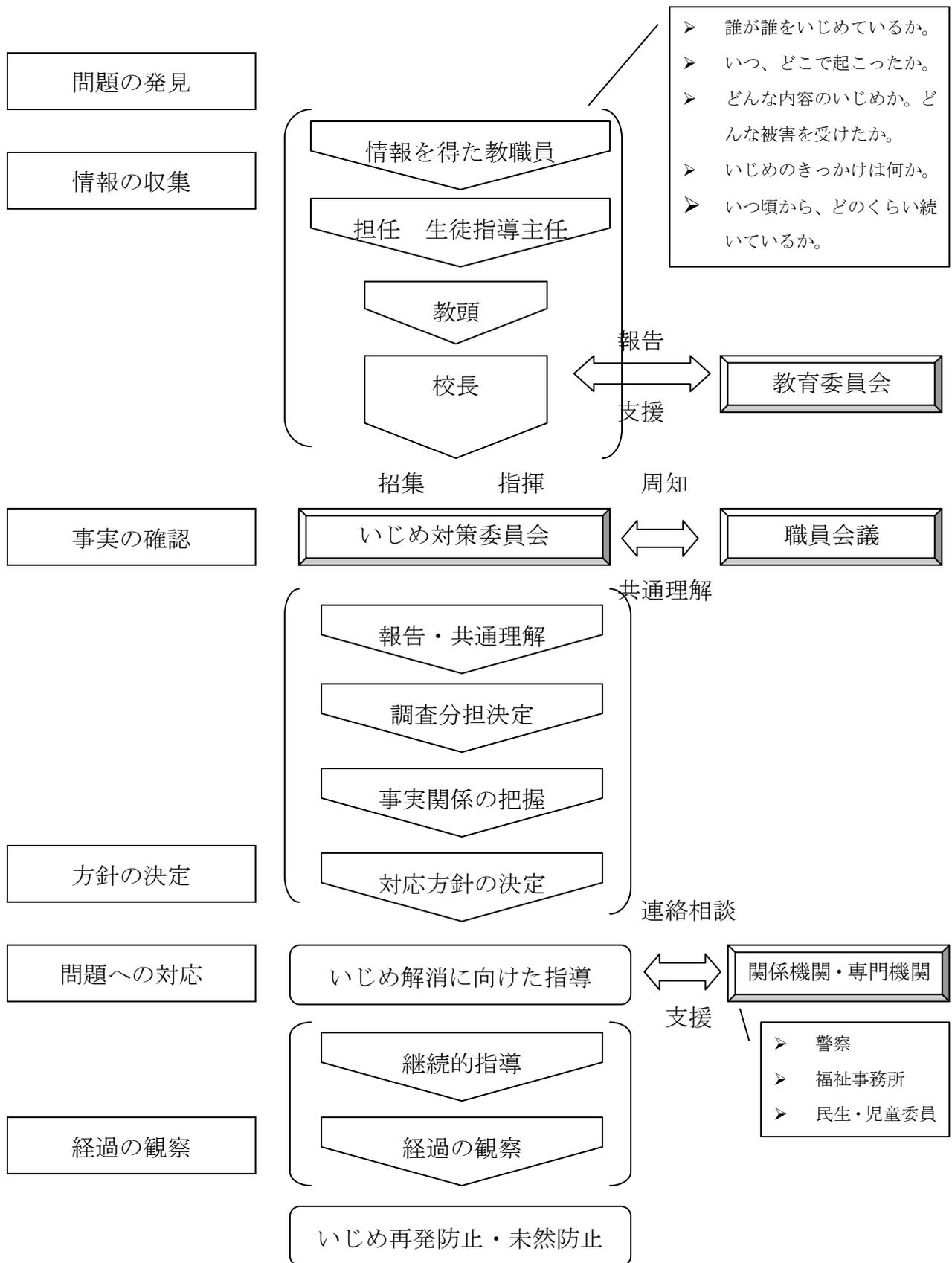
V いじめ問題に取り組む体制

1 いじめ対策委員会

いじめを根絶するための取組を学校全体で組織的に推進するため、校長のリーダーシップのもと、「いじめ対策委員会」を設置する。

いじめ対策委員会は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当者をメンバーとして設置する。

2 学校全体の取組【フロー図】



VI 校内研修等

(1) OJT

具体的な仕事を通じて、必要な知識・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、習得させる。

- 「教職員の振り返りチェックリスト」を活用した実践的指導力
- 「いじめチェックリスト」を活用した児童理解

(2) 校内研修

- 「いじめ防止基本方針」について
いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。
- 講師招聘研修
教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせる。
カウンセラーやソーシャルスキルワーカーを招聘した研修
- 事例研究
具体的な事例を通じた研修